

飛驒市告示第8号

地方自治法第102条第3項の規定により、下記のとおり令和8年第1回飛驒市議会臨時会を招集する。

令和8年1月14日

飛驒市長 都 竹 淳 也



記

- 1 日 時 令和8年1月21日(水) 午前10時00分
- 2 場 所 飛驒市役所 議事堂
- 3 付議事件
 - (1) 損害賠償の額の決定について
 - (2) 令和7年度飛驒市一般会計補正予算(補正第4号)
 - (3) 令和7年度飛驒市水道事業会計補正予算(補正第2号)

令和8年第1回飛騨市議会臨時会議事日程

令和8年1月21日(水) 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2		会期の決定
第3	議案 第1号	損害賠償の額の決定について
第4	議案 第2号	令和7年度飛騨市一般会計補正予算(補正第4号)
第5	議案 第3号	令和7年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第2号)
第6	議案 第1号	損害賠償の額の決定について
第7	議案 第2号	令和7年度飛騨市一般会計補正予算(補正第4号)
第8	議案 第3号	令和7年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第2号)

○出席議員（13名）

1番	佐	藤	克	成
2番	中	田	利	昭
3番	小	原	美	子
4番	水	上	雅	廣
6番	上	吹	豊	孝
7番	森			要
8番	井	端	浩	二
9番	澤		史	朗
10番	住	田	清	美
11番	前	川	文	博
12番	野	村	勝	憲
13番	籠	山	恵	子
14番	高	原	邦	子

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都	竹	淳	也
副市長	藤	井	弘	史
教育長	下	出	尚	弘
総務部長	岡	田	浩	和
企画部長	森	田	雄	一
市民福祉部長	野	村	賢	一
商工観光部長	畑	上	あ	さ
農林部長	野	村	久	づ
基盤整備部長	横	山	裕	徳
環境水道部長	谷	口	正	和
教育委員会事務局長	大	庭	久	樹
会計管理者	渡	邊	康	幸
消防長	堀	田	丈	智
病院事務局長	佐	藤	直	二
財政課長	土	田	治	郎
				昭

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	砂	田	健	太	郎
書記	嶋	中	み	な	み

(開会 午前10時00分)

◆開会

◎議長（澤史朗）

皆さん、おはようございます。本日は、中田議員より遅刻の届けが出ております。

それでは、ただいまから令和8年第1回飛騨市議会臨時会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（澤史朗）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は会議規則第88条の規定により、7番、森議員、8番、井端議員を指名いたします。

◆日程第2 会期の決定

◎議長（澤史朗）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1月21日の1日限りにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

続きまして、市長から発言の申出がございますので、これを許可いたします。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（澤史朗）

都竹市長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

おはようございます。本日令和8年第1回飛騨市議会臨時会を招集させていただきましたところ、御参集を賜りまして誠にありがとうございます。今回の臨時会は、昨年12月16日に国の補正予算が成立をいたしまして、物価高の克服等に向けた総合経済対策の一環として、市町村に向けた重点支援地方交付金等の追加が行われたことを受け、速やかな補正予算での対応を図ることを目的に招集させていただいたものでございます。あわせて、急を要する案件についても審議をお願いすることといたしました。

新年初めの何かと御多忙の中での議会でありますけれども、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは今議会に提案しております案件について御説明申し上げます。

今回は、損害賠償の額の決定が1件、補正予算が2件の合計3件でございます。

損害賠償の額の決定につきましては、昨年2月に市所有のロータリー除雪車が大型トラックと事故を起こした案件につきましてでございます。補正予算につきましては、令和7年度飛騨市一般会計補正予算（補正第4号）及び令和7年度飛騨市水道事業会計補正予算（補正第2号）でございます。各案件の内容につきましては後ほど説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、衆議院が解散となる見通しとなっております。なにぶん極めて急で、しかもタイトな日程となっております。現在急ピッチで準備を進めておりますけれども、関連する予算につきましてはこうした状況に鑑みまして、実際に解散になったことを見届けた後、専決処分したいと考えておりますので、あらかじめ御了承いただきますようお願いいたします。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で市長の発言を終わります。

◆日程第3 議案第1号 損害賠償の額の決定について
から

日程第5 議案第3号 令和7年度飛騨市水道事業会計補正予算（補正第2号）

◎議長（澤史朗）

日程第3、議案第1号、損害賠償の額の決定についてから、日程第5、議案第3号、令和7年度飛騨市水道事業会計補正予算（補正第2号）までの3案件につきましては、会議規則第35条の規定により、一括して議題といたします。

説明を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

それでは議案第2号及び議案第3号にて提案しております補正予算の審議をお願いするに当たりまして、その概要について御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、12月16日に成立いたしました国の補正予算を受けて編成したものでございます。

国の補正予算では、物価高を乗り越え、強い経済をつくるための様々な施策が講じられており、中でも市町村に関連するものとしては、長期化する物価高の影響を強く受けている子育て世帯への応援手当の支給に加え、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対して、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施するための重点支援地方交付金の拡充が行われております。

これを受けまして、市では事業規模で4億1,900万円余りとなる飛騨市物価高騰緊急対策を取りまとめました。

その立案に当たりましては、市民生活・経済状況のヒアリング調査結果において支援が必要と考えられる分野を見定めた上で、並行して行われる国・県の対策から漏れ落ちる分野をカバーし、セーフティーネットを構築するという考え方に立ち、対策が必要な多くの分野にできる限り広く施策が行き渡るよう配慮をいたしました。

まず、前提となる市民生活・経済状況につきましては、四半期ごとに市民生活・経済状況共有会議を開催し、市幹部職員に加え、飛騨警察署や飛騨市金融協会、飛騨県事務所にも御参加いただきつつ、長引く物価高騰によって、市民や市内事業者にどのような影響が及んでいるのかを調査・情報共有しております。

12月19日に開催いたしました今年度4回目の会議の中では、特に低所得者世帯において、生活必需品に対する購買意欲はあるものの、物価高騰の影響により買い控えの傾向が顕著であること、灯油やタクシー移動に活用できるいきいき券の追加交付を望む声が多いこと、学校給食では、令和8年度から国による公立小学校への給食費支援が予定されているものの、公立中学校においては食材費の高騰により保護者負担が増大する見込みであることなどの報告がございました。

事業者では、医療・介護施設等の分野において、公定価格、報酬単価の引上げが十分でなく、人件費や光熱費などを含む物価高騰が経営を圧迫しているなどの声がありました。

公共交通分野では、車両維持費の負担が増加していること、畜産分野では生産コストの6割以上を占める飼料代が高止まり状態で、子牛価格が上昇傾向にあるものの、生産コストが販売価格を上回る状況が続いていることなどの報告がございました。

その中で、今回の国の補正予算におきましては、まず、対象児童1人当たり2万円を交付する物価高対応子育て応援手当が実施されるとともに、医療・介護サービス等については、賃上げや物価高騰に対応するため、国から直接支援金が交付されることとなりました。

これに加え、地方公共団体が地域の実情に応じて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、重点支援地方交付金が拡充されることとなり、飛騨市においては3億4,734万円が交付限度額として示されたところでございます。

その活用につきましては、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を主たる目的とすることが示され、交付金の支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業とするよう求められており、10項目の推奨事業メニューが提示されております。

中でも最大のポイントとしては、食料品の物価高騰に対する特別加算という項目が新設されていることが挙げられます。飛騨市では、この特別加算分として8,499万円、これは3.5億円の内数でございますが、この金額が示されております。ここでは、食料品の物価高騰に対する負担軽減策を必ず実施するよう求められており、電子クーポンや、いわゆるお米券などが例示されております。

このほかの推奨事業メニューでは、生活者支援として、低所得者世帯や高齢者世帯を含め、生活者全般の消費を下支えする取組や水道料金の減免等による光熱水費の負担軽減、子育て世帯の学校給食費等の支援などが示されており、事業者支援では、公共調達における価格転嫁の円滑化による賃上げ環境の促進や医療・介護施設等に対する光熱費支援、飼料高騰に対する負担軽減支援などが例示されております。

こうした国の方針も含めて状況を総合的に勘案し、市としては、市民の暮らしを速やかに支える支援と将来にわたり経営や生活基盤の強靱化を促す支援の2本柱の下、全部で17の物価高騰対策を盛り込みました。

まずは、今回の重点支援地方交付金の食料品特別加算分について、2つの対策を実施いたします。

1つは、電子地域通貨さるぼぼコインを活用したポイント20%還元事業、飛騨市食料品・生活応援セール開催の開催。2つ目は、買物の外出が困難な方に対して、従来の移動販売サービスを福祉スーパーと位置づけ、最大1万円となる利用者への購入助成を実施するものであります。これにより、迅速に幅広く市民生活の消費を下支えするとともに、物価上昇による買い控えに対する事業者支援につなげてまいります。

なお、さるぼぼコインを活用したセールについては、原則として市内の全加盟店を対象といたしますが、国からの通知では、食料品の支援が含まれていれば食料品以外を対象とする電子クーポンの実施も可能とされていることを申し添えておきます。

加えて、子育て世帯への支援としては3点の対策を実施してまいります。

1つ目は、国が実施する対象児童1人につき2万円を支給する物価高対応子育て応援手当の交付。2つ目は、市独自の対策として、従来の子育て世帯応援ポイント、今年度から実施しているものであります。これを1人当たり5,000円から1万円に拡充し交付。3つ目は、小中学校給食費の食材費高騰支援を実施いたします。この給食費の支援でございますが、令和8年度実施となりますけれども、昨年暮れに決まった国への支援分と合わせますと、小学校については、来年度は無償となる見込みでございます。

次に、生活者全般の支援としては4点実施をいたします。

1つ目は、全世帯・事業者の上水道基本料金を4月請求分から3か月分減免。2つ目は、市指定ごみ袋を全市民対象におおむね1年分相当を無料配布いたします。この1年分相当というのは、通常、可燃ごみ大サイズで1人40枚相当となりますので、これ相当分ということになります。また3つ目として、省エネ家電の買替え支援も引き続き実施してまいります。さらに4つ目として、困り感の特に大きい高齢者、障害者、独り親世帯、在宅介護世帯に対し、市民の皆様からの要望が特に大きいいきいき券を1人6,500円分に増額して追加交付をいたします。これは1月中から開始をしたいと考えております。

次に、事業者支援でございます。ここでは8点の対策を盛り込んでおります。

まず、医療・介護・福祉施設・保育園等に対する光熱費の支援でございます。公定価格により運営され価格転嫁が困難な事業者については、賃上げや物価高騰に対して国から、また食材費・燃料費の高騰に対しては県から、それぞれ支援金が直接交付される予定ですが、光熱費の高騰については、令和6年度の報酬改定により一定の措置は講じられているものの、依然として十分とは言えない状況でございます。このため、光熱費の増加による影響額の一部について、独自に支援を行います。

次に、市民生活に欠かせないエッセンシャルサービスである公共交通事業者に対しましては、経営維持を目的に車両購入等への支援を実施いたします。また、目の前の物価高騰への対処だけではなく、企業の事業を支援することで賃上げを間接的に促進する観点から、市外への販路拡大や設備投資を支援する補助金を創設するとともに、公共調達における価格転嫁の円滑化に取り組んでまいります。

加えて、飼料や光熱費の高騰により経営が著しい畜産農家に対する頭数に応じた支援金の交付や、国からの要請に基づき、地域ブランドでもある日本酒メーカーに対する酒米高騰に対する支援も行ってまいります。

このほか、5月の国予備費により既に交付が決定されている重点支援地方交付金、これは1,520万円程度でございますが、これを活用いたしまして、水道事業会計の動力費高騰に対して一般会計からの支援を実施いたします。

以上、全17事業につきましては、実施時期により本補正予算と令和8年度当初予算に計上する分に分けて上程することといたしまして、うち10事業について、今回の補正予算として上程いたしました。

なお、本補正予算においては、車両事故に伴う損害共済金の歳入を併せて計上しておるところでございます。

それでは、本補正予算に計上した事業について改めて款別に概要を申し上げます。

民生費では、対象児童1人につき2万円を支給する物価高対応子育て応援手当につきまして、全額国庫補助金を財源に5,700万円を計上しました。

市独自の施策である生活応援！いきいき券の追加交付については4,600万円を、福祉スーパー、従来の移動販売でございますが、これを利用する際の買物助成券に200万円を、医療・介護・障害福祉施設等の光熱費高騰に対する支援金については4,300万円を、同様に私立保育園に対しても支援金300万円を計上しております。

衛生費では、市指定ごみ袋を全市民におおむね1年分相当を無料配布とするための所要額4,700万円を計上するとともに、そのためのごみ袋の製作に係る所要額2,800万円を追加計上しております。

また、水道事業会計の動力費高騰分に対する負担金1,100万円を計上いたしました。

農林水産業費では、畜産農家への生産費高騰対策として2,600万円を計上しております。

商工費では、電子地域通貨さるぼぼコインを活用したポイント還元事業、飛騨市食料品・生活応援セールを実施する負担金7,000万円を計上したほか、市外への販路拡大や設備投資を支援するための所要額3,400万円を計上しております。

以上、今回の補正予算は3億6,700万円を追加し、補正後の予算額は226億3,600万円となります。必要となる財源につきましては、主に国庫支出金のほか、手数料及び財政調整基金繰入金で調整いたしております。

このほか物価高騰対策は、令和8年度当初予算に計上し3月議会で上程させていただき予定となりますので、よろしくお願いを申し上げます。

なお、水道事業会計につきましては、動力費高騰分に対する一般会計からの補助金1,100万円を計上いたしております。

以上をもちまして、私の提案説明を終わらせていただきます。その他の議案につきましては総務部長より説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて説明を求めます。

〔総務部長 岡田浩和 登壇〕

□総務部長（岡田浩和）

おはようございます。それでは、その他議案の概要につきまして御説明申し上げます。

議案第1号、損害賠償の額の決定につきましては、令和7年2月、宮川町地内の国道360号において、市所有のロータリー除雪車が右折しようとした際、後続の大型トラックが追越しをかけ当該除雪車の右側前方装置部に接触しました。これにより、大型トラックと道路照明灯を損傷させたため、その損害賠償について議決をお願いするものでございます。

なお、金額等につきましては、記載のとおりでございますので、お願いいたします。

〔総務部長 岡田浩和 着席〕

◎議長（澤史朗）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第3号までの3案件につきましては、お手元に配付しました産業常任委員会付託一覧表、予算特別委員会付託一覧表のとおり各委員会に付託いたします。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで委員会審査のため暫時休憩といたします。再開は、議会運営委員会終了後を予定しております。

（ 休憩 午前10時19分 再開 午後2時20分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆日程第6 議案第1号 損害賠償の額の決定について

◎議長（澤史朗）

日程第6、損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

本案は、産業常任委員会に審査を付託してありますので、産業常任委員長から審査の経過及び結果の報告を求めます。

〔産業常任委員長 井端浩二 登壇〕

●産業常任委員長（井端浩二）

それでは、産業常任委員会に付託されました議案第1号につきまして審査の概要並びに結果について御報告させていただきます。

議案第1号について申し上げます。本案は、市所有のロータリー除雪車による車両損傷事故における損害賠償の額の決定であります。

質疑の内容について御報告いたします。「相手方は交差点で右折する際に、対向車線にはみ出

し事故に至ったことなどが瑕疵割合が50対50でいいのか。」という質疑があり、「市としても、保険業者を通じてそれぞれの主張を行ったが、ドライブレコーダー等の動向からも、それぞれに一定の瑕疵があり妥当であるとの判断に至った。」との答弁がありました。「また、保険会社との交渉力の差はなかったのか。」との質疑があり、「市が加入している保険会社は場数を踏んでおる事業者で、妥当な結論となったと考えている。」との答弁がありました。

当委員会に付託されましたこれらの案件につきまして、いずれも討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定をいたしました。

以上で当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔産業常任委員長 井端浩二 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

本案につきましては討論の通告がありませんので、討論を終結します。

これより採決をいたします。本案について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第7 議案第2号 令和7年度飛騨市一般会計補正予算（補正第4号）
及び

日程第8 議案第3号 令和7年度飛騨市水道事業会計補正予算（補正第2号）

◎議長（澤史朗）

日程第7、議案第2号、令和7年度飛騨市一般会計補正予算（補正第4号）及び日程第8、議案第3号、令和7年度飛騨市水道事業会計補正予算（補正第2号）の2案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

これら2案件は、予算特別委員会に審査を付託し、その結果はお手元に配付の審査結果報告書のとおり、原案を可決すべきものとしております。予算特別委員会の審査の経過及び結果の報告につきましては、議員全員で構成する予算特別委員会でありましたので、会議規則第39条第3項の規定により、委員長報告は省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

御異議なしと認めます。よって、本案に係る委員長報告は省略いたします。

これより討論に入ります。これら2案件につきましては、討論の通告がありませんので、討論を終結します。

これより採決をいたします。これら2案件について、委員長の報告は可決であります。本案は、

委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長(澤史朗)

御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで、さきの12月定例会において、森議員が動議を提出された高原議員の発議第4号の反対討論中の発言に不穏当な部分があるので議事録から削除を求められたことに対し、議長が後刻確認して措置する旨を宣しておりました件につきまして報告いたします。

先日、高原議員の発議第4号の反対討論の発言について確認を行いましたが、不穏当であり会議録から削除すべきであるとまで言える箇所は確認できませんでしたので、特段の措置は行いません。

以上を報告いたします。

閉会に当たり一言お礼を申し上げます。

年明け早々に臨時会を開催させていただきまして、議員の皆様には御協力の下、スムーズな円滑な議論をしていただき、今の物価高騰の緊急対策に対するいろいろな議案を無事可決させていただくことができました。誠にありがとうございました。また、今年1年も皆様の協力の下、円滑な進行ができるように努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。今日はどうもありがとうございました。

◆閉会

◎議長(澤史朗)

それでは、本日の会議を閉じ、令和8年第1回飛騨市議会臨時会を閉会といたします。お疲れさまでした。

(閉会 午後2時26分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長 澤 史朗

飛騨市議会議員（7番） 森 要

飛騨市議会議員（8番） 井端 浩二